

第 18 回 兵庫県道路メンテナンス会議

(令和 7 年度 第 1 回)

日時：令和 7 年 10 月 10 日（金）15:00～

場所：WEB 会議（兵庫国道事務所 6F 会議室）

議 事 次 第

1. 開 会

2. あいさつ（会長）

3. 議 事

- | | |
|---------------------------------|------|
| （1） 兵庫県道路メンテナンス会議 規約改正 | 資料 1 |
| （2） 令和 6 年度兵庫県道路メンテナンス会議活動報告 | 資料 2 |
| （3） 令和 7 年度兵庫県道路メンテナンス会議活動計画（案） | 資料 3 |
| （4） 令和 6 年度の点検実施速報 | 資料 4 |
| （5） 3 巡目点検計画 | 資料 5 |
| （6） 令和 6 年度地域一括発注の状況と計画 | 資料 6 |
| （7） 広報活動について | 資料 7 |
| （8） その他 | |

(名称)

第 1 条

本会は、「兵庫県道路メンテナンス会議」（以下、「本会議」という。）と称する。

(目的)

第 2 条

高度経済成長期に整備された大量の社会資本が、今後、急速に老朽化することを踏まえ、近い将来に大きな負担を生じることがないように老朽化対策を着実に推進する必要がある。

本会議は、道路法第 28 条の 2 の規定に基づき設置するもので、兵庫県内の各道路管理者が、道路の維持管理についての情報共有や課題への連携を深め、道路施設の適切な維持管理を図る仕組みづくりと体制を構築することを目的とする。

(事業)

第 3 条

本会議は、第 2 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 道路施設の維持管理に係る意見調整・情報共有に関すること。
- (2) 道路施設の点検、修繕計画等の調整に関すること。
- (3) 道路施設の損傷事例や技術基準類等の共有に関すること。
- (4) その他、本会議の目的を達成するために必要な事項。

(組織)

第 4 条

- 1 本会議は、第 2 条の目的を達成するため、兵庫県内における高速自動車国道、一般国道、県道及び市町道の各道路管理者及び本会議が必要と認めるもので組織する。
- 2 本会議には、会長及び副会長を 5 名置くものとし、構成は「別表－1」のとおりとする。

ただし、必要に応じ会長が指名するものの出席を求めることができる。
- 3 会長に事故等があるときは、副会長がその職務を代行する。
- 4 本会議には、高速自動車国道、一般国道、県道及び市町道の各道路管理者等の代表者からなる、幹事会を置くものとし構成は「別表－2」のとおりとする。

ただし、必要に応じ会長が指名するものの出席を求めることができる。
- 5 本会議における下部組織として高速自動車国道、一般国道、県道及び市町道の各道路等管理者の代表者からなる跨道橋連絡会議を置くものとする。

なお、跨道橋連絡会議会則は別途定めるものとする。

- 6 本会議における下部組織として高速自動車国道、一般国道、県道及び市町道の各道路管理者等の代表並びに近畿運輸局、道路と交差する鉄道事業者からなる道路鉄道連絡会議を置くものとする。

なお、道路鉄道連絡会議規約は別途定めるものとする。

- 7 本会議における下部組織として高速自動車国道、一般国道、県道及び市町道の各道路管理者及び地下占用物件の占有者からなる地下占用物連絡会議を置くものとする。

なお、地下占用物連絡会議規約は別途定めるものとする。

(幹事会)

第5条

幹事会は、会長の招集により開催するものとし、次の事項について調整する。

- (1) 本会議の運営全般についての補助、会員相互の連絡調整
- (2) 本会議における協議議題の調整
- (3) 規約の策定・改正・廃止等に係る調整
- (4) その他、本会議の運営に際し必要となる事項の調整

(書面決議)

第6条

本会議において議決が必要な場合、会長の判断により、本会議を開催せずに書面評決により議決することができ、多数決をもって成立とする。

(事務局)

第7条

- 1 会議の運営に関わる事務を行わせるため、事務局を置く。
- 2 事務局は、主担当及び副担当を置くものとし、構成は「別表－1」のとおりとする。

(規約の改正)

第8条

本規約の改正等は、本会議の審議・承認を得て行うことができる。

(その他)

第9条

本規約に定めるもののほか必要な事項はその都度協議して定めるものとする。

(附則)

本規約は、平成 26 年 6 月 26 日から施行する。
本規約は、平成 26 年 12 月 19 日に改正する。
本規約は、平成 27 年 6 月 01 日に改正する。
本規約は、平成 28 年 1 月 20 日に改正する。
本規約は、平成 28 年 6 月 27 日に改正する。
本規約は、平成 29 年 1 月 16 日に改正する。
本規約は、平成 29 年 6 月 29 日に改正する。
本規約は、平成 30 年 7 月 20 日に改正する。
本規約は、令和 元年 7 月 22 日に改正する。
本規約は、令和 2 年 8 月 4 日に改正する。
本規約は、令和 3 年 9 月 14 日に改正する。
本規約は、令和 4 年 7 月 27 日に改正する。
本規約は、令和 5 年 7 月 24 日に改正する。
本規約は、令和 6 年 9 月 27 日に改正する。
本規約は、令和 7 年 10 月 10 日に改正する。

兵庫県道路メンテナンス会議 本会議名簿

会員

	所 属	役職	備考
国	国土交通省 近畿地方整備局 兵庫国道事務所	所長	会 長
	〃 〃 姫路河川国道事務所	所長	副会長
	〃 〃 豊岡河川国道事務所	所長	副会長
県	兵庫県 土木部 技術企画課	課長	
	〃 〃 道路企画課	課長	
	〃 〃 道路保全課	課長	副会長
	〃 〃 道路街路課	課長	
	〃 〃 道路街路課	街路 担当 班長	
市町	神戸市 建設局 道路工務課	課長	副会長
	姫路市 建設局 道路管理部 長寿命化対策課	課長	副会長
	尼崎市 都市整備局 土木部 橋りょう維持担当	課長	
	明石市 都市局 道路安全室 道路整備課	維持・保全 担当課長	
	西宮市 土木局 道路部 道路補修課	課長	
	洲本市 都市整備部 建設課	課長	
	芦屋市 都市政策部 都市基盤室 基盤整備課	課長	
	伊丹市 都市交通部 道路室 道路保全課	課長	
	相生市 建設農林部 都市整備課	課長	
	豊岡市 都市整備部 建設課	次長兼課長	
	加古川市 建設部 道路保全課	課長	
	赤穂市 建設部 土木課	土木担当部長 課長	
	西脇市 建設水道部 工務課 土木課	課長	
	宝塚市 都市安全部 建設室 道路維持管理担当	課長	
	三木市 都市整備部 道路河川課	課長	
	高砂市 都市創造部 土木建設室 道路公園課	課長	
	川西市 土木部 道路整備課	課長 (道路補修 担当)	
	小野市 地域振興部 道路河川課	課長	
	三田市 まちの再生部 地域整備室 道路河川課 都市整備部 建設課	課長	
	加西市 建設部 土木課	課長	
	丹波篠山市 まちづくり部 地域整備課	課長	
	養父市 まち整備部 建設課	課長	

	丹波市 建設部 道路 整備 河川課	課長	
	南あわじ市 産業建設部 建設課	課長	
	朝来市 都市整備部 建設課	次長 兼課長	
	淡路市 都市整備部 建設課	課長	
	宍粟市 建設部 建設課	次長 兼課長	
	加東市 都市整備部 土木課	課長	
	たつの市 都市建設部 建設課	参事 兼課長	
	猪名川町 まちづくり部 建設課	課長	
	多可町 建設課	理事 兼課長	
	稲美町 地域整備部 土木課	課長	
	播磨町 都市基盤部 土木課	課長	
	市川町 建設課	課長	
	福崎町 まちづくり課	課長	
	神河町 建設課	課長	
	太子町 経済建設部 まちづくり課	課長	
	上郡町 建設課	課長	
	佐用町 建設課	課長	
	香美町 建設課	課長	
	新温泉町 建設課	課長	
財団	(公益財団)兵庫県まちづくり技術センター	常務理事兼まちづくり推進部長	
公社	兵庫県道路公社 技術部	副部長	
	神戸市道路公社 道路管理部 管理課	課長	
高速 道路 会社	西日本高速道路株式会社 関西支社 神戸高速道路事務所	所長	
	〃 〃 大阪高速道路事務所	副所長	
	〃 〃 福崎高速道路事務所	副所長	
	〃 〃 福知山高速道路事務所	副所長	
	〃 〃 姫路高速道路事務所	副所長	
	〃 〃 第二神明道路事務所	副所長	
	西日本高速道路株式会社 中国支社 津山高速道路事務所	副所長	
	阪神高速道路株式会社 神戸管理・保全部 保全管理課	課長 保全工事 担当部長	
	本州四国連絡高速道路株式会社 神戸管理センター	所長	
	〃 鳴門管理センター	副所長	

オブザーバー

	所 属	役職	備考
国	国土交通省 近畿地方整備局 道路部	道路保全企画官	
	〃 〃 〃	道路構造保全官	
	〃 〃 〃	道路構造保全官	
	〃 〃 〃	道路構造保全官	
	〃 〃 地域道路課	課長	
	近畿道路メンテナンスセンター	センター長	
高 速 道 路 会 社	西日本高速道路株式会社 関西支社 保全サービス統括課	課長代理	
	西日本高速道路株式会社 関西支社 保全サービス統括課		
	阪神高速道路株式会社 保全交通部 保全調整・点検課 保全計画課	担当課長 主任	

事務局

	所 属	役職	備考
国	国土交通省 近畿地方整備局 兵庫国道事務所	総括保全対策官	主担当
	〃 〃 兵庫国道事務所 管理第二課	課長	担当
	〃 〃 兵庫国道事務所 管理第二課	専門職	担当
	〃 〃 兵庫国道事務所 管理第二課	修繕係長	担当
	〃 〃 姫路河川国道事務所 道路管理第二課	課長	副担当
	〃 〃 姫路河川国道事務所 道路管理第二課	保全企画係長	副担当
	〃 〃 姫路河川国道事務所 道路管理第二課	専門員	副担当
	〃 〃 豊岡河川国道事務所 道路管理課	課長	副担当
	〃 〃 豊岡河川国道事務所 道路管理課	保全対策官 専門官	副担当
	〃 〃 豊岡河川国道事務所 道路管理課	維持修繕係長	副担当
県	兵庫県 土木部 道路街路課 国道・橋梁班	職員	副担当
	兵庫県 土木部 道路街路課 街路班（市町道担当）	職員 副主任	副担当
	〃 〃 道路保全課 保全班（橋梁担当）	主査 副主任	連絡担当
	〃 〃 道路企画課 事業推進班	主査	副担当
市町	神戸市 建設局 道路工務課	係長	副担当
財団	（公益財団）兵庫県まちづくり技術センター まちづくり推進部 市町 支援課	課長	副担当
	（公益財団）兵庫県まちづくり技術センター まちづくり推進部 市町 業務課	＝	副担当
高速 道路 会 社	西日本高速道路株式会社 関西支社 神戸高速道路事務所 統括課	課長	
	阪神高速道路株式会社 保全交通部 保全計画課		担当
	〃 神戸管理・保全部 保全部管理課		担当
	本州四国連絡高速道路株式会社 神戸管理センター 計画課	課長	副担当

兵庫県道路メンテナンス会議 本会議名簿

幹事

	所 属	役職	備考
国	国土交通省 近畿地方整備局 兵庫国道事務所	副所長	幹事長
	〃 〃 姫路河川国道事務所	副所長	副幹事長
	〃 〃 豊岡河川国道事務所	副所長	副幹事長
県	兵庫県 土木部 技術企画課 県土政策班	主幹	
	〃 土木部 道路企画課 事業推進班	班長	
	〃 〃 道路保全課 保全班	主幹（橋梁担当）	副幹事長
	〃 〃 道路街路課 街路班	班長 主幹	
市町	神戸市 建設局 道路工務課	係長	
	西宮市 土木局 道路部 道路補修課	係長	
	川西市 土木部 道路整備課	課長 （道路補修担当）	
	高砂市 都市創造部 土木建設室 道路公園課	課長	
	三木市 都市整備部 道路河川課	課長	
	福崎町 まちづくり課	課長	
	相生市 建設農林部 都市整備課	課長	
	朝来市 都市整備部 建設課	課長	
	丹波市 建設部 道路整備課	課長	
	南あわじ市 産業建設部 建設課	係長	
	洲本市 都市整備部 建設課	係長	
財団	（公益財団）兵庫県まちづくり技術センター まちづくり推進部 市町計画課 市町支援課	課長	
公社	兵庫県 道路公社 技術部 保全課	課長	
	神戸市道路公社 道路管理部 管理課	係長	
高速 道路 会社	西日本高速道路株式会社 関西支社 神戸高速道路事務所 統括課	課長	
	阪神高速道路株式会社 神戸管理・保全部 保全管理課	担当課長 保全 工事担当部長	副担当
	本州四国連絡高速道路株式会社 神戸管理センター 計画課	課長	

	メンテナンス会議	道路鉄道連絡会議 跨道橋連絡会議	メンテナンス年報	支援講習など
4月				
5月	5/24 近畿管内道路メンテナンス会議			
6月				
7月				
8月			8/26 メンテナンス年報 (令和5年度 公表)	
9月	9/27 第1回メンテナンス会議			
10月				
11月				
12月				
1月				
2月				
3月				

令和6年度 兵庫県道路メンテナンス会議 活動報告

①近畿管内合同メンテナンス会議（インフラメンテナンス国民会議）

日 時：令和6年5月24日

開催場所：花博記念公園鶴見緑地 ハナミズキホール付属展示場

③第1回 兵庫県道路メンテナンス会議

日 時：令和6年9月27日

開催場所：兵庫国道事務所 6階会議室（WEB会議）

参加者：兵庫国道事事務所・姫路河川国道事務所・豊岡河川国道事務所
兵庫県・神戸市・兵庫県内各市町・兵庫県道路公社・神戸市道路公社・西日本高速道路・阪神高速道路・本州四国連絡高速道路・公益財団法人兵庫県まちづくり技術センター

～ 議事次第 ～

1. メンテナンス会議 規約改正
2. メンテナンス会議 活動報告・計画
3. R4年度 点検実施速報
4. R5年度 点検計画
5. 地域一括発注の状況と計画
6. 広報活動について
7. 意見交換

	メンテナンス会議	道路鉄道連絡会議 跨道橋連絡会議 地下占用物連絡会議	メンテナンス年報	支援講習など
4月		4/30 第1回 兵庫県地下占用物連絡会議		
5月	5/23 近畿管内道路メンテナンス会議			
6月				
7月		7/29 第2回 兵庫県地下占用物連絡会議		
8月			8/25 メンテナンス年報 (令和6年度)	
9月				
10月	10/10 第1回メンテナンス会議			10/15 橋梁点検新技術デモ(養父市)
11月		11/6 第1回 道路鉄道連絡会議		
12月				
1月				
2月		第1回 跨道橋連絡会議		
3月				

令和7年10月8日14時00分
近 畿 地 方 整 備 局
豊 岡 河 川 国 道 事 務 所
近畿道路メンテナンスセンター
養 父 市

橋梁点検の新技术のデモンストレーションを行います

～ 10月15日 養父市の管理する^{すわばし}諏訪橋で開催 ～

- 兵庫県道路メンテナンス会議・近畿道路メンテナンスセンターでは、養父市と共同で養父市長や養父市職員の参加による新技术を活用した橋梁点検のデモを実施します。
○今回、活用する新技术は「ドローン搭載カメラによる点検支援技術(うき)/(剥離・鉄筋露出)」と「PCグラウト充填を確認する超音波パルスエコー法」の2技術です。

1. 開催日時 : 令和7年10月15日(水) 13:30～15:00
(天候により中止する場合があります。)
2. 開催場所 : 「^{すわばし}諏訪橋」(^{ひょうごけん やぶ し ょう かち ょう よう か}兵庫県養父市八鹿町八鹿)【別添1】
3. 参 加 者 : 養父市長、養父市職員、兵庫県内自治体職員、近畿地方整備局職員
4. 内 容 : 新技术の概要説明と、養父市が管理する橋梁において新技术を用いた点検のデモンストレーションを行い、道路管理者の技術力向上を図り、新技术活用を推進します。【別添2、別添3】
5. そ の 他 : 取材を希望される報道関係の方におかれましては、【別添4】の取材申込書に記入して頂き、電子メールまたはFAXにて10月14日(火)12:00までに申込みをお願い致します。

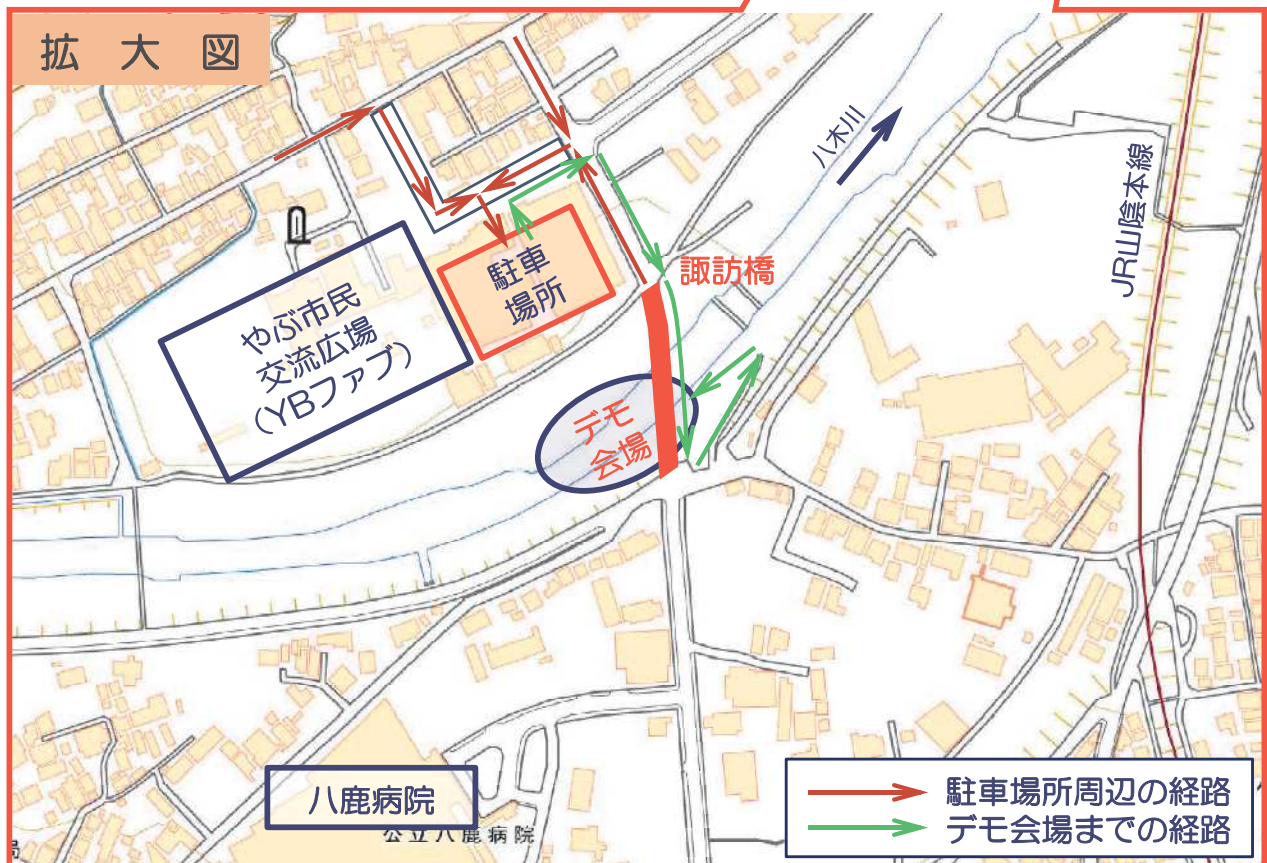
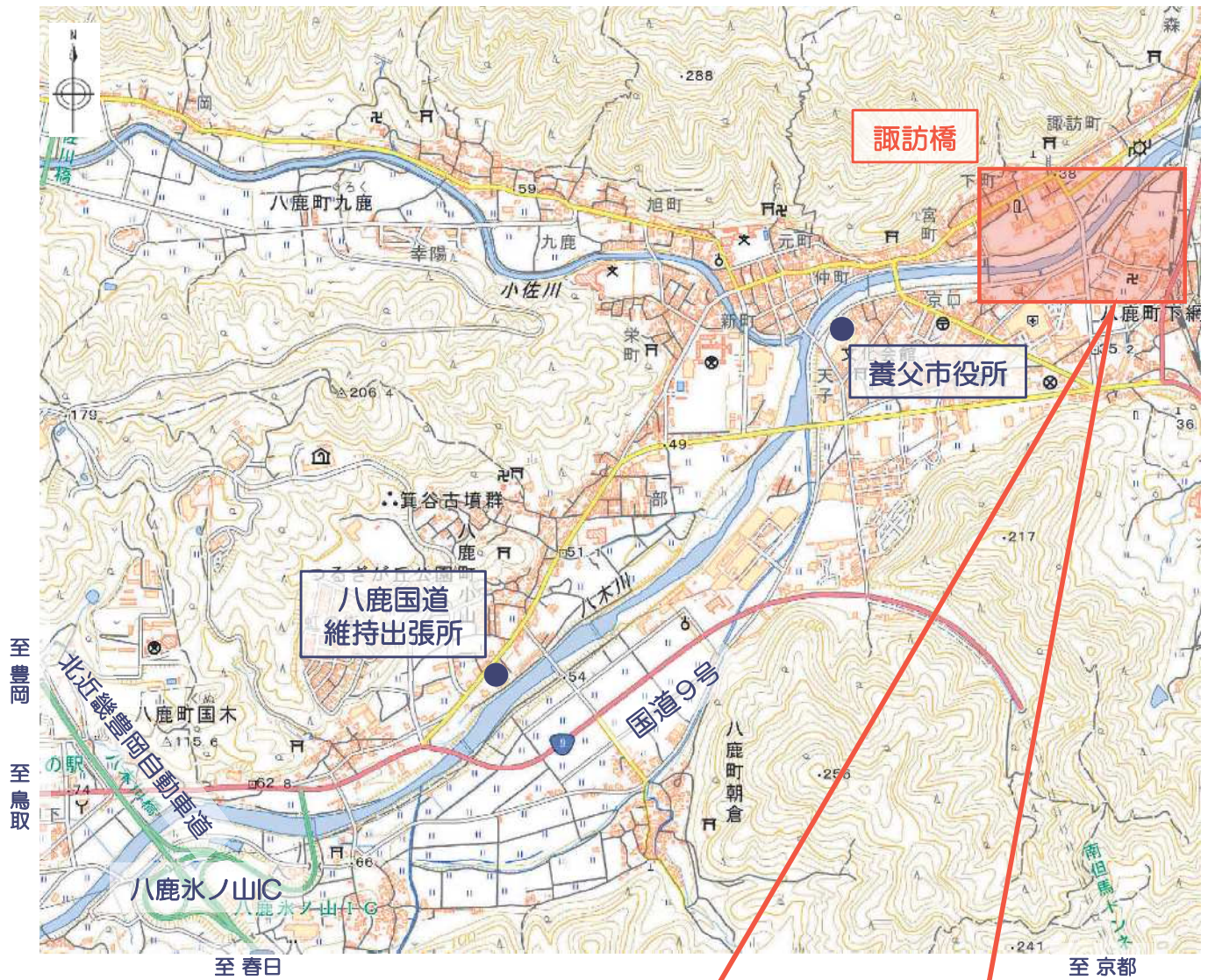
＜取扱い＞ _____

＜配布場所＞ 兵庫県政記者クラブ 養父市建設課 大手前記者クラブ

＜問合せ先＞

- ①開催内容に関する問合せ先
国土交通省 近畿地方整備局 豊岡河川国道事務所 TEL(0796)22-3126(代)
副所長 浦本 康仁 (うらもと やすひと)
道路管理課長 助友 敬悟 (すけとも けいご)
養父市 まち整備部 建設課 TEL(079)664-1984(直)
次 長 橋本 尚幸 (はしもと なおゆき)
- ②新技术に関する問合せ先
国土交通省 近畿地方整備局 近畿道路メンテナンスセンター TEL(072)800-6222(代)
技術課長 石田 茂和 (いしだ しげかず)

位置図



■出席者

第 1 部 : 養父市長、養父市職員、兵庫県内自治体職員等、近畿地方整備局職員、近畿道路メンテナンスセンター

第 2 部 : 養父市職員、兵庫県内自治体職員等、近畿地方整備局職員、近畿道路メンテナンスセンター

■使用する新技術

- ① ドローン搭載カメラによる点検支援技術(うき)/(剥離・鉄筋露出)
- ② PC グラウト充填を確認する超音波パルスエコー法

■スケジュール

- 第 1 部 13 : 30 ~ 開会、挨拶
- 13 : 35 ~ 新技術① 概要説明、デモンストレーション
- 13 : 45 ~ 新技術② 概要説明、デモンストレーション
- 13 : 55 ~ 新技術デモ感想(養父市長)
- 14 : 00 第 1 部終了
- 第 1 部終了後、養父市長への囲み取材の場を用意します。
-
- 第 2 部 14 : 00 ~ 開会
- 14 : 05 ~ 新技術体験
- 14 : 30 ~ 意見交換
- 15 : 00 閉会

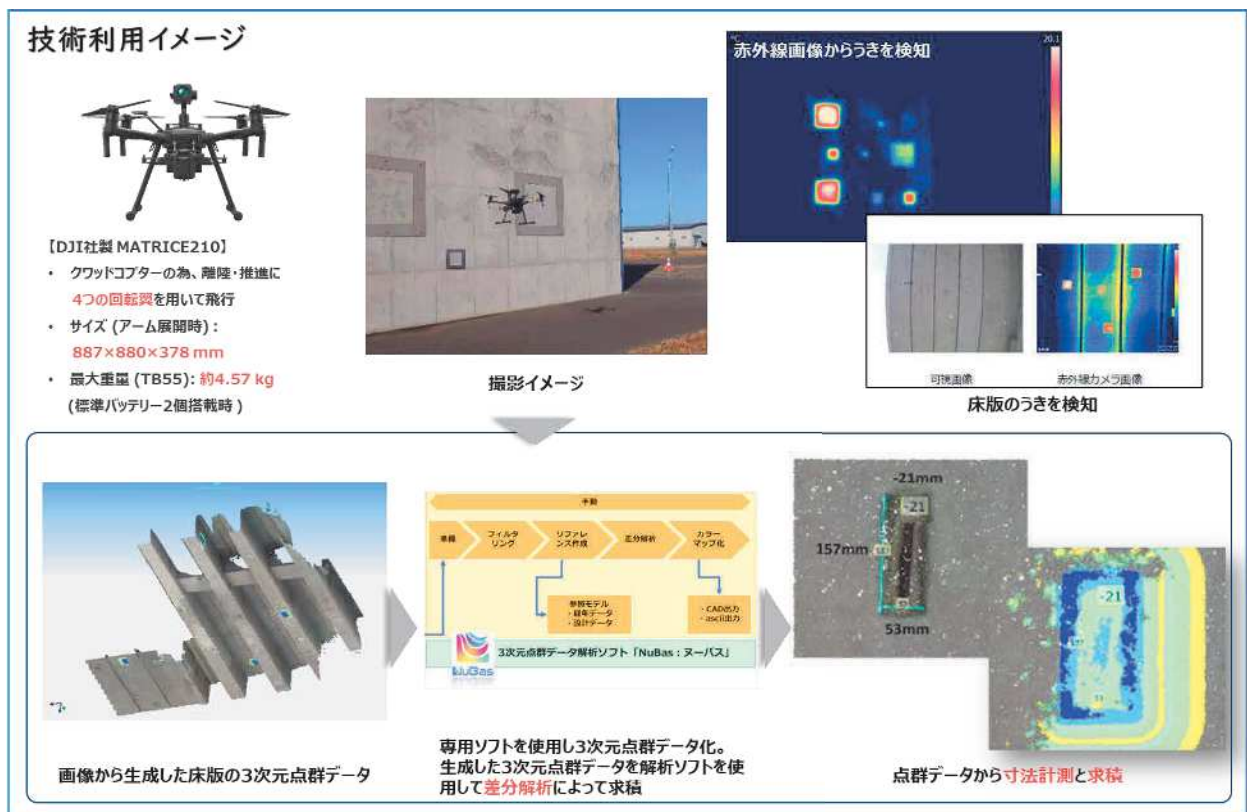
※なお、プレスによる取材対象は基本的に第 1 部のみとします。

当日展示する新技術は、下記の 2 技術となります。

技術①：ドローン搭載カメラによる点検支援技術（うき）／（剥離・鉄筋露出）

【技術概要】

ドローンに搭載した赤外線カメラで撮影した映像から温度変化のある箇所を特定し損傷有無の確認を行う技術です。また、同時に、可視光カメラを搭載することで、撮影した映像から 3D 点群データを生成し剥離・鉄筋露出の位置や寸法を半自動で把握する技術です。



出典：点検支援技術性能カタログ

【活用効果】

- 点検前に打音検査を行う箇所を可視化することで、一次スクリーニングとして活用ができ、外業の効率化や点検漏れ防止が期待できる。（うき）
- 3D点群データより損傷の位置や寸法を半自動で把握することにより、立体的に損傷が把握できる。（剥離・鉄筋露出）

技術②：P Cグラウト充填を確認する超音波パルスエコー法

【技術概要】

電磁波レーダーによりP C鋼材位置を探索して3次元処理したうえで、超音波パルスを複数の探触子から発し、反射波の大きさと位相から、グラウトの充填状況を把握する技術です。



出典：点検支援技術性能カタログ



超音波探傷結果 3D 表示例（AR 表示）



電磁波レーダー3D 表示例（AR 表示）

【活用効果】

- ・ 非破壊で調査が可能であるため、従来の方法のように構造物を傷つけることがない。
- ・ 1日あたり調査数が多く、作業効率の向上が期待できる。
(実業務で1日10本・箇所程度)
- ・ 調査結果が3D表示であり、従来の調査結果より充填状況が把握しやすい。

養父市管理橋梁における橋梁点検新技術のデモンストレーションの開催について

兵庫県道路メンテナンス会議では、養父市が管理する諏訪橋（すわばし）で、点検新技術の「ドローン搭載カメラによる点検支援技術（うき） / （剥離・鉄筋露出）」及び「P C グラウト充填を確認する超音波パルスエコー法」を用いたデモンストレーションを下記のとおり実施します。

橋梁点検の新技術を直に体験できる機会は余りないと思いますので、積極的な参加をお願いします。

記

日 時 令和 7 年 10 月 15 日（水）13:30～

場 所 諏訪橋（兵庫県養父市八鹿町八鹿）【別添 1】

内 容 上記の橋梁において、橋梁点検における新技術のデモンストレーションを行い、日頃経験しにくい新技術を体験し、技術力を向上する事を目的としています。
デモンストレーション新技術【別添 2】

- ①「ドローン搭載カメラによる点検支援技術（うき） / （剥離・鉄筋露出）」
- ②「P C グラウト充填を確認する超音波パルスエコー法」

報告方法 添付ファイル「02_【別添 3】【●●】橋梁点検新技術デモンストレーション参加者等報告.xlsx」に以下内容を記載の上、問合せ先までメールにて送付ください
・シート 1 に参加者を記入ください
・シート 2 にデモンストレーションを行う新技術に関する質問を記載ください
※ファイル名の●●には自治体名を記載ください

報告期限 令和 7 年 10 月 9 日（木）17:00 まで

問合せ先 豊岡河川国道事務所 道路管理課 井上（いのうえ）、釣田（つりた）

T E L : 0796-26-2431

e-mail : inoue-t86mi@mlit.go.jp

tsurita-y86yb@mlit.go.jp

以上

○道路管理者は、橋梁、トンネル等について、5年に1回の近接目視による点検を実施

○現在2巡目(令和元年度～5年度)が完了しており、橋梁 約99%、トンネル、道路附属物等 100%を実施

○3巡目初年度(令和6年度)の点検実施率は、橋梁 約11%、トンネル 約17%、道路附属物等 約17%

<<令和元・2・3・4・5・6年度の実施速報>>

【令和6度 点検状況(全体)】

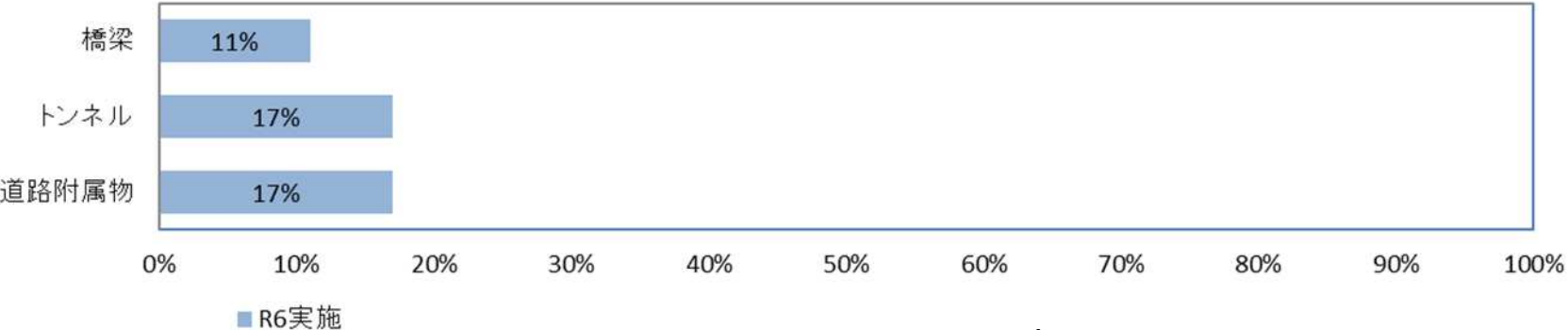
全国道路施設点検データベースより抽出

道路施設	管理 施設数	点検実施数					2巡目 実施率	管理 施設数	点検実施数					3巡目 実施率
		R1	R2	R3	R4	R5			R6	R7	R8	R9	R10	
橋梁	30,303	3,215	7,169	8,117	6,972	4,826	99%	30,340	3,479					11%
トンネル	402	41	85	84	68	124	100%	406	69					17%
道路附属物等	2,110	350	420	413	438	489	100%	2,106	365					17%

【橋梁点検状況(管理者別)】

全国道路施設点検データベースより抽出

道路施設	管理 施設数	点検実施数					2巡目 実施率	管理 施設数	点検実施数					3巡目 実施率
		R1	R2	R3	R4	R5			R6	R7	R8	R9	R10	
国土交通省	1,476	292	249	368	380	187	100%	1,477	365					25%
高速道路会社	1,305	243	210	190	297	365	100%	1,304	297					23%
兵庫県(公社含)	4,918	635	1,156	1,095	1,076	956	100%	4,941	750					15%
神戸市(公社含)	2,344	200	398	723	678	341	99%	2,350	208					9%
市町(神戸市以外)	20,260	1,845	5,156	5,741	4,541	2,977	100%	20,268	1,859					9%
合計	30,303	3,215	7,169	8,117	6,972	4,826	99%	30,340	3,479					11%



※ 点検実施数は速報値であり、精査によって実施数は変更する場合があります。

※ 管理施設数は移管等により以前の施設数と変更になっている場合があります。

注: R7.4月時点

令和6年度点検実施速報(橋梁)

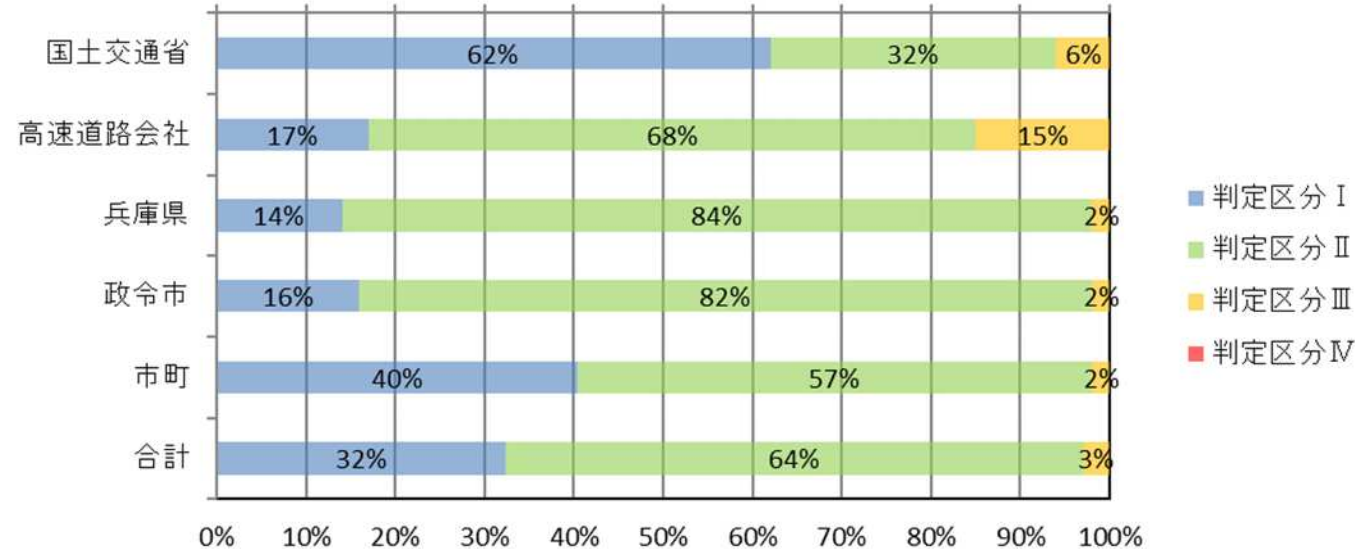
○令和6年度については、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）は該当無し
○判定区分Ⅲ（早く措置を講ずべき状態）は 158橋（3%）
○判定区分Ⅱ（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は 3,103橋（64%）

<<令和6年度管理者別点検速報（橋梁）>>

全国道路施設点検データベースより抽出

管理者	管理 施設数	R6 点検実施数	判定区分内訳			
			I	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
国土交通省	1,477	365	229	125	11	0
高速道路会社	1,304	297	65	199	33	0
兵庫県(公社含)	4,941	750	101	619	30	0
神戸市(公社含)	2,350	208	26	176	6	0
市町(神戸市以外)	20,268	1,859	501	1,328	30	0
合計	30,340	3,479	922	2,447	110	0

※ 点検実施数は速報値であり、精査によって実施数は変更する場合がある。
※ 管理施設数は移管等により以前の施設数と変更になっている場合がある。



※ グラフの合計値は四捨五入の関係で100%にならない場合がある。
※ 点検実施数は速報値であり、精査によって実施数は変更する場合がある。
※ 管理施設数は移管等により以前の施設数と変更になっている場合がある。

注: R7.4月時点

令和6年度点検実施速報(トンネル)

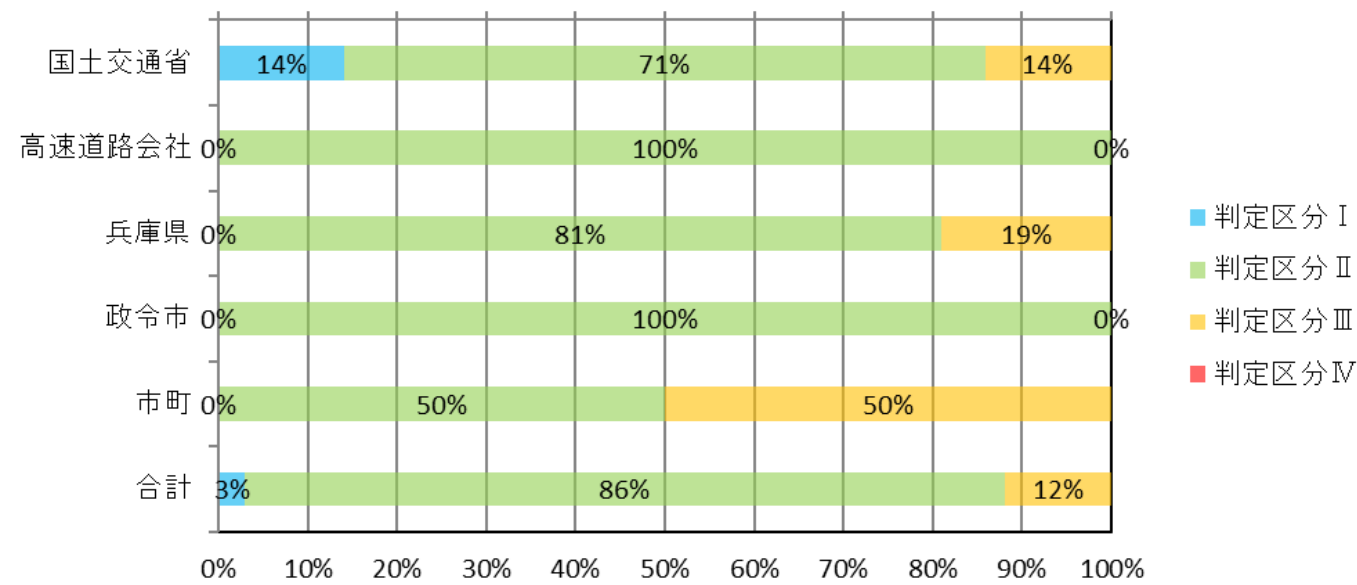
○令和6年度については、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）は該当無し
○判定区分Ⅲ（早く措置を講ずべき状態）は8本（12%）
○判定区分Ⅱ（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は59本（86%）

<<令和6年度管理者別点検速報（トンネル）>>

全国道路施設点検データベースより抽出

管理者	管理 施設数	R6 点検実施数	判定区分内訳			
			I	II	III	IV
国土交通省	58	14	2	10	2	0
高速道路会社	144	19	0	19	0	0
兵庫県(公社含)	129	21	0	17	4	0
神戸市(公社含)	46	11	0	11	0	0
市町(神戸市以外)	29	4	0	2	2	0
合計	406	69	2	59	8	0

※ 点検実施数は速報値であり、精査によって実施数は変更する場合がある。
※ 管理施設数は移管等により以前の施設数と変更になっている場合がある。



※ グラフの合計値は四捨五入の関係で100%にならない場合がある。
※ 点検実施数は速報値であり、精査によって実施数は変更する場合がある。
※ 管理施設数は移管等により以前の施設数と変更になっている場合がある。

注：R7.4月時点

令和6年度点検実施速報(道路附属物等)

○令和6年度については、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）は該当無し
○判定区分Ⅲ（早く措置を講ずべき状態）は25基（6%）
○判定区分Ⅱ（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は263基（68%）

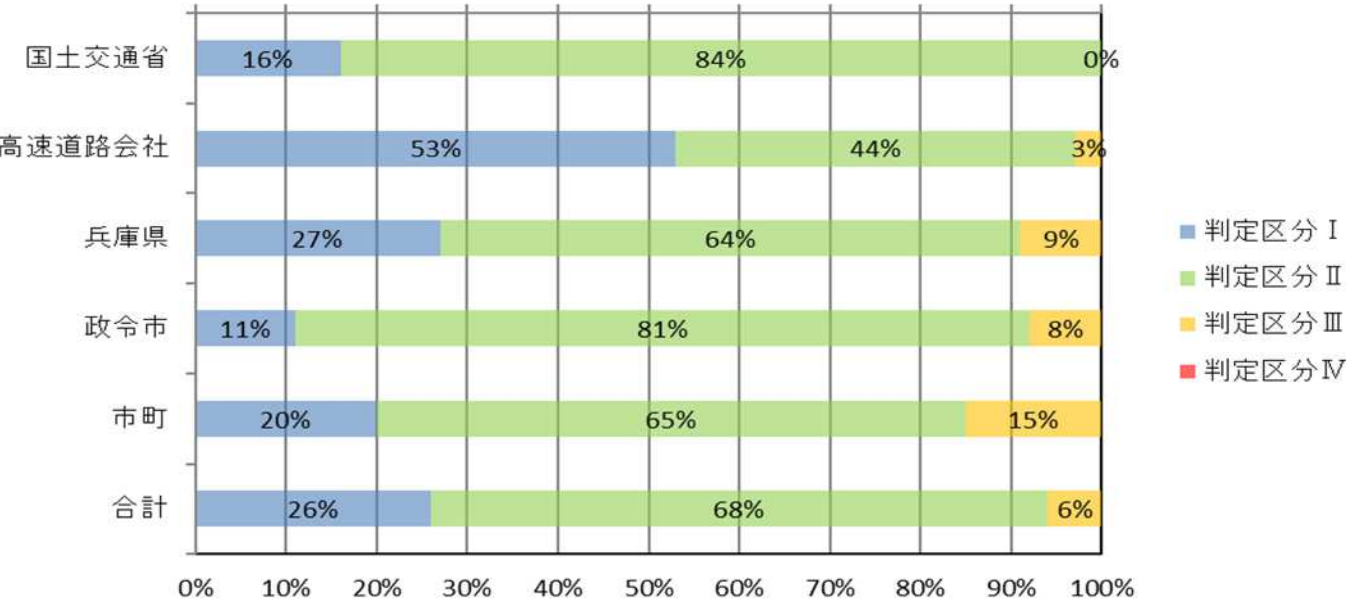
<<令和6年度管理者別点検速報（道路附属物等）>>

全国道路施設点検データベースより抽出

管理者	管理 施設数	R6 点検実施数	判定区分内訳			
			I	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
国土交通省	450	38	6	32	0	0
高速道路会社	924	116	62	51	3	0
兵庫県(公社含)	269	11	3	7	1	0
神戸市(公社含)	288	182	20	147	15	0
市町(神戸市以外)	175	41	8	27	6	0
合計	2,106	365	99	264	25	0

※ 点検実施数は速報値であり、精査によって実施数は変更する場合がある。

※ 管理施設数は移管等により以前の施設数と変更になっている場合がある。

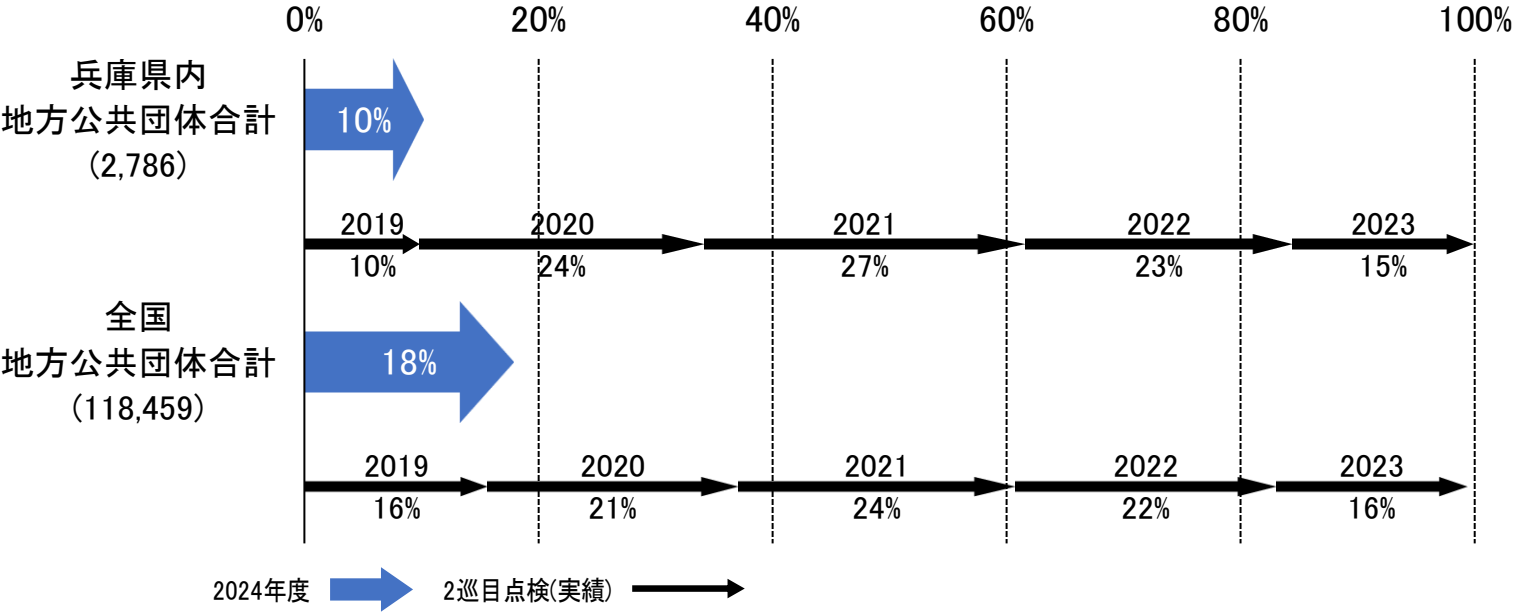


※ 点検実施数は速報値であり、精査によって実施数は変更する場合がある。
※ 管理施設数は移管等により以前の施設数と変更になっている場合がある。

注：R7.4月時点

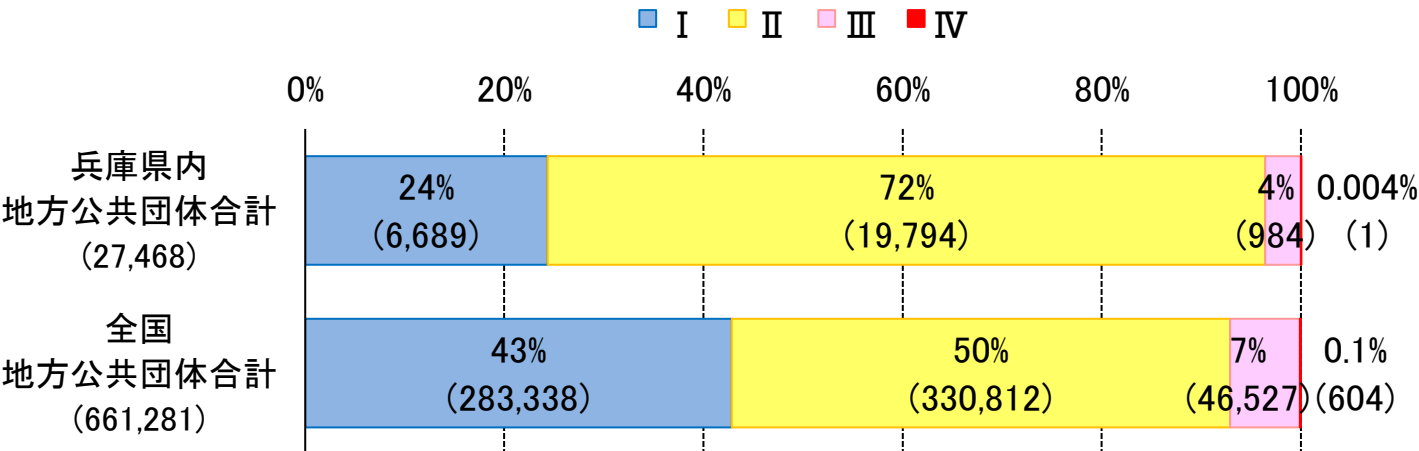
兵庫県の地方公共団体における橋梁の老朽化対策の状況

3巡目点検(2024年度)の点検実施率



※ () 内は、2024年度末時点管理施設のうち、2024年度に点検を実施した施設数の合計。

2024年度末時点の判定区分



※ () 内は、2024年度末時点管理施設のうち、2014～2024年度に点検を実施した施設数の合計。
※ 四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。
※ 判定区分 I:健全 判定区分 II:予防保全段階 判定区分 III:早期措置段階 判定区分 IV:緊急措置段階

判定区分Ⅲ・Ⅳ施設の修繕等措置の状況(2024年度末時点)

○2巡目の点検で区分Ⅲ・Ⅳと判定された施設の修繕等措置の状況

道路管理者	措置が 必要な 施設数 A	措置に 着手済の 施設数 B (B/A)	昨年度からの 着手済施設 増加数 ※	措置 完了済の 施設数 C (C/A)	昨年度からの 完了済施設 増加数 ※
兵庫県内 地方公共団体 合計	1,031	786 (76%)	160	581 (56%)	192
全国 地方公共団体 合計	49,011	28,537 (58%)	5,651	15,574 (32%)	5,387

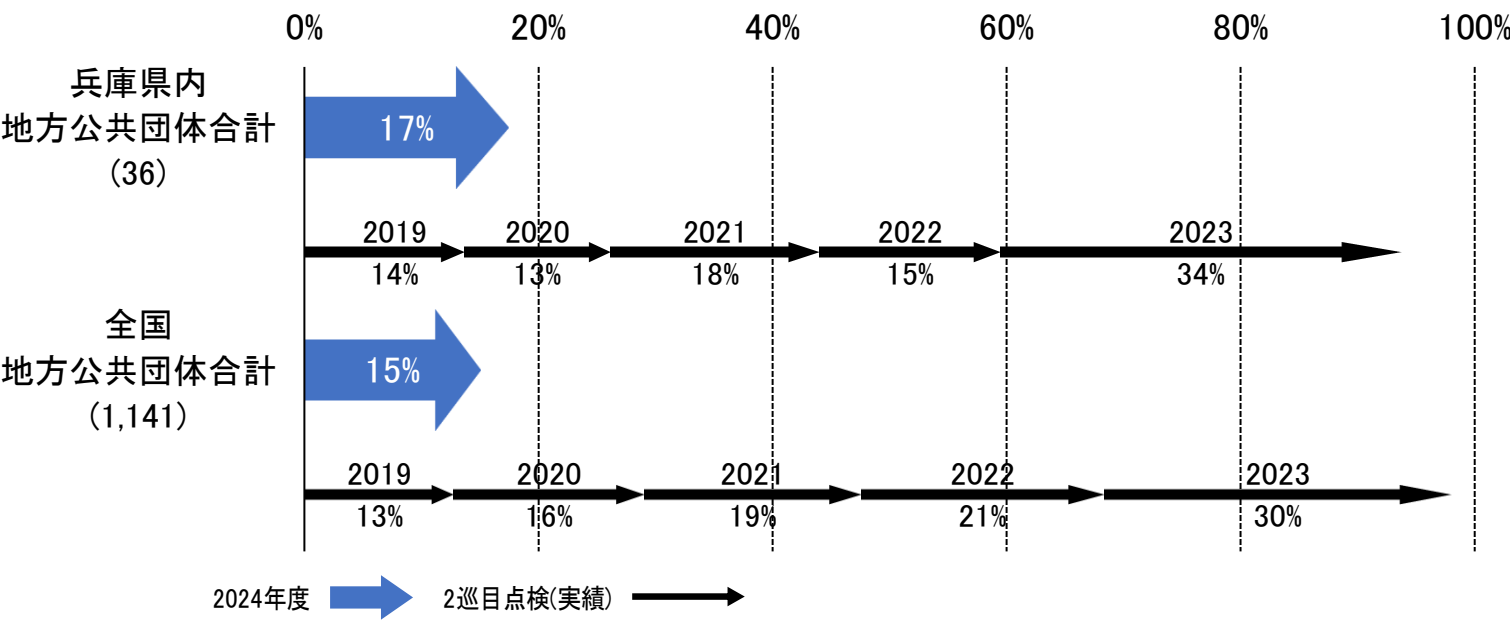
※撤去等により修繕の対象から外れた施設等を除く。

○3巡目の点検で区分Ⅲ・Ⅳと判定された施設の修繕等措置の状況

措置が 必要な 施設数 A	措置に 着手済の 施設数 B (B/A)	昨年度からの 着手済施設 増加数 ※	措置 完了済の 施設数 C (C/A)	昨年度からの 完了済施設 増加数 ※
66	10 (15%)	10	5 (8%)	5
7,852	1,107 (14%)	1,107	141 (2%)	141

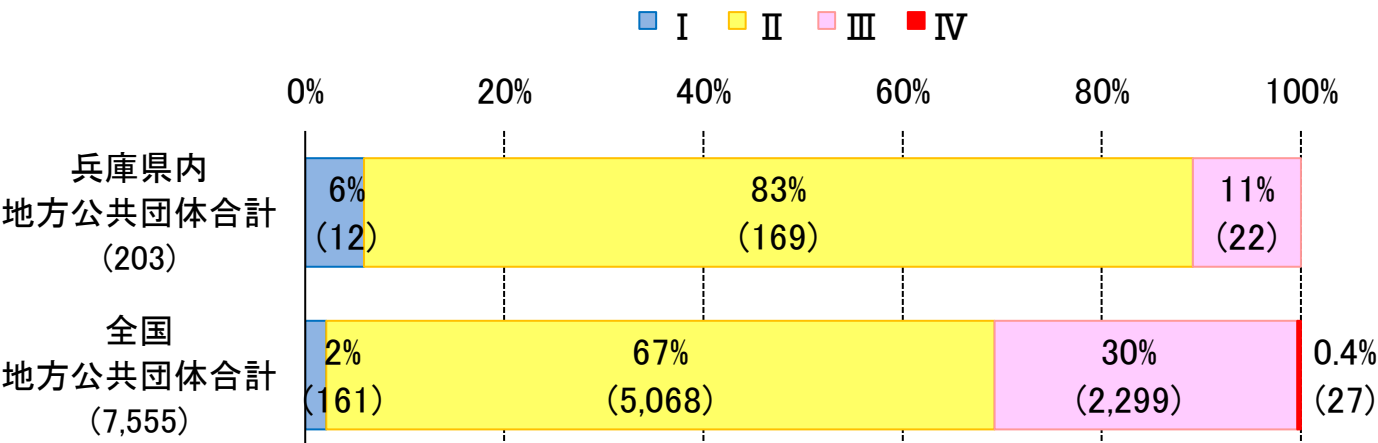
兵庫県の地方公共団体におけるトンネルの老朽化対策の状況

3巡目点検(2024年度)の点検実施率



※ () 内は、2024年度末時点管理施設のうち、2024年度に点検を実施した施設数の合計。

2024年度末時点の判定区分



※ () 内は、2024年度末時点管理施設のうち、2014～2024年度に点検を実施した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。
※判定区分 I:健康 判定区分 II:予防保全段階 判定区分 III:早期措置段階 判定区分 IV:緊急措置段階

判定区分Ⅲ・Ⅳ施設の修繕等措置の状況(2024年度末時点)

○2巡目の点検で区分Ⅲ・Ⅳと判定された施設の修繕等措置の状況

道路管理者	措置が 必要な 施設数 A	措置に 着手済の 施設数 B (B/A)	措置完了済の施設数		
			昨年度からの 着手済施設 増加数 ※	C (C/A)	昨年度からの 完了済施設 増加数 ※
兵庫県内 地方公共団体 合計	19	10 (53%)	2	7 (37%)	0
全国 地方公共団体 合計	2,371	1,677 (71%)	325	1,044 (44%)	361

※撤去等により修繕の対象から外れた施設等を除く。

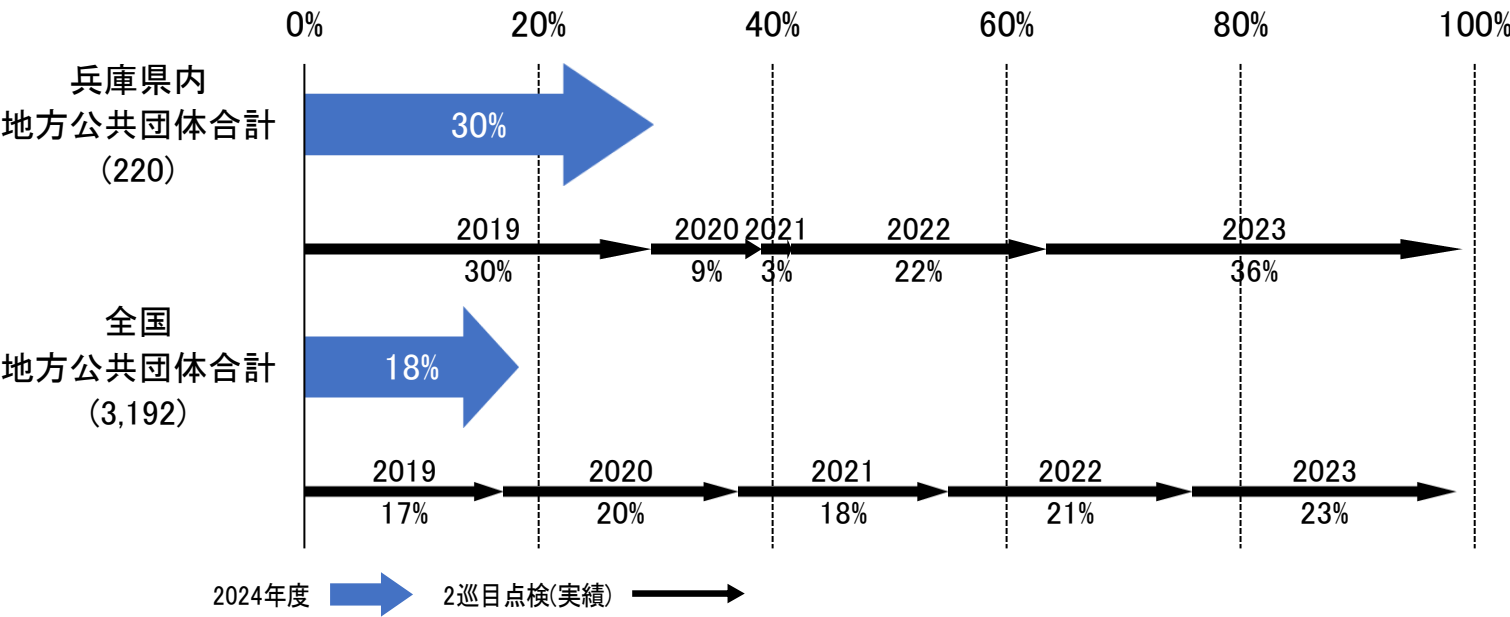
○3巡目の点検で区分Ⅲ・Ⅳと判定された施設の修繕等措置の状況

措置が 必要な 施設数 A	措置に 着手済の 施設数 B (B/A)	昨年度からの 着手済施設 増加数 ※	措置完了済の施設数	
			C (C/A)	昨年度からの 完了済施設 増加数 ※
6	0 (0%)	0	0 (0%)	0
299	19 (6%)	19	4 (1%)	4

兵庫県の地方公共団体における道路附属物等の老朽化対策の状況

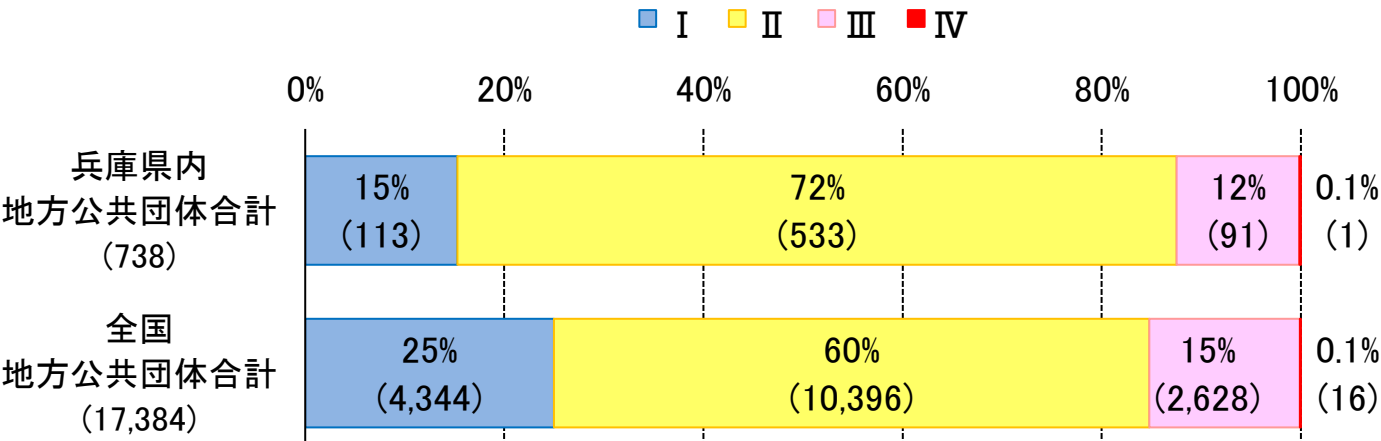
※道路附属物等：シェッド・大型カルバート・横断歩道橋・門型標識等

3巡目点検（2024年度）の点検実施率



※（ ）内は、2024年度末時点管理施設のうち、2024年度に点検を実施した施設数の合計。

2024年度末時点の判定区分



※（ ）内は、2024年度末時点管理施設のうち、2014～2024年度に点検を実施した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。
※判定区分 I:健全 判定区分 II:予防保全段階 判定区分 III:早期措置段階 判定区分 IV:緊急措置段階

判定区分Ⅲ・Ⅳ施設の修繕等措置の状況（2024年度末時点）

○2巡目の点検で区分Ⅲ・Ⅳと判定された施設の修繕等措置の状況

道路管理者	措置が 必要な 施設数 A	措置に 着手済の 施設数 B (B/A)	昨年度からの 着手済施設 増加数 ※	措置 完了済の 施設数 C (C/A)	昨年度からの 完了済施設 増加数 ※
兵庫県内 地方公共団体 合計	89	65 (73%)	38	30 (34%)	12
全国 地方公共団体 合計	2,743	1,766 (64%)	396	998 (36%)	339

※撤去等により修繕の対象から外れた施設等を除く。

○3巡目の点検で区分Ⅲ・Ⅳと判定された施設の修繕等措置の状況

措置が 必要な 施設数 A	措置に 着手済の 施設数 B (B/A)	昨年度からの 着手済施設 増加数 ※	措置 完了済の 施設数 C (C/A)	昨年度からの 完了済施設 増加数 ※
16	0 (0%)	0	0 (0%)	0
346	34 (10%)	34	0 (0%)	0

<各構造物の3巡目の点検予定>

道路施設	管理施設数	3巡目				
		R6(実績)	R7(計画)	R8(計画)	R9(計画)	R10(計画)
橋梁	30,340	3,479	6,897	8,229	7,124	4,831
トンネル	406	69	84	88	49	118
道路附属物等	2,106	365	409	413	429	471

※管理施設数は、移管等により今後施設数が変更になる場合がある。
管理施設数、R6(実績)は全国道路施設点検データベースより抽出
令和7年度以降点検予定数は、令和7. 9月時点の数値であり、今後の計画点検数は見直しすることがある。

○市町の人不足・技術力不足を補うために、市町が実施する点検・診断の発注事務を(公財)兵庫県まちづくり技術センターが受託することで、地域一括発注を実施

<地域一括発注による令和6年度の点検実施状況>

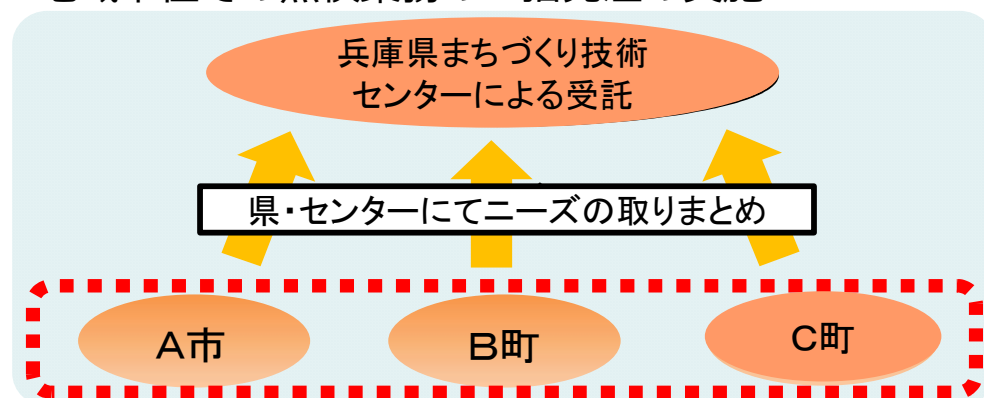
- 参加市町：15市町(姫路市、尼崎市、伊丹市、加古川市、赤穂市、三木市、高砂市、小野市、三田市、加西市、丹波市、多可町、福崎町、佐用町、香美町)
- 実績：1,718橋の点検を実施

<地域一括発注による令和7年度の点検計画>

- 参加市町：32市町(姫路市、尼崎市、明石市、洲本市、相生市、豊岡市、加古川市、赤穂市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、三田市、加西市、丹波篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、たつの市、猪名川町、多可町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、上郡町、佐用町、香美町、新温泉町)
- 現在の状況：4,415橋の点検を予定

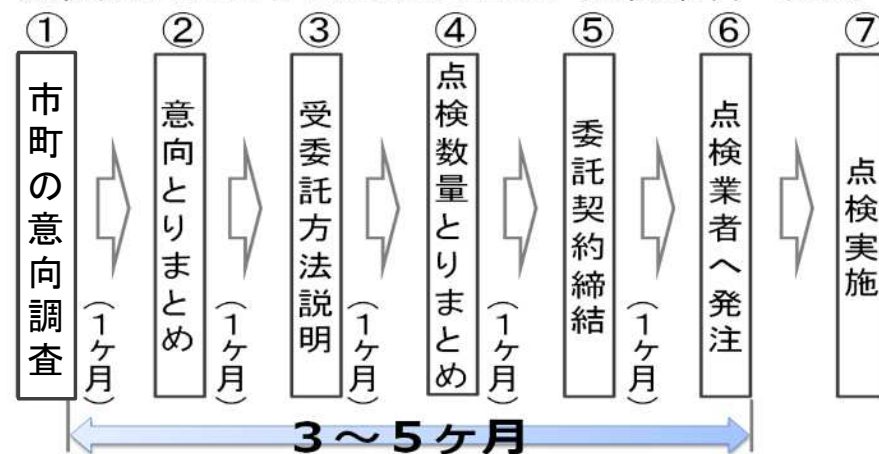
【イメージ図】

- ・市町のニーズを踏まえ、地域単位での点検業務の一括発注の実施

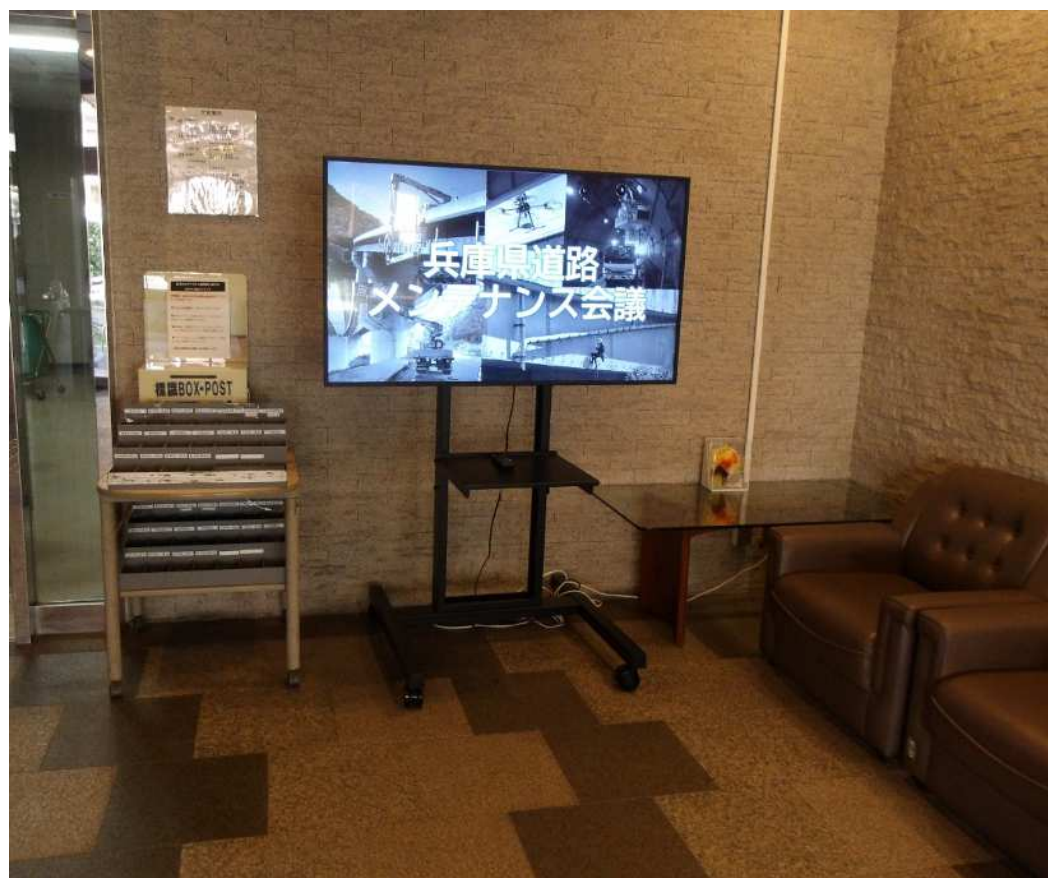


【手続きの流れ】

- ・県にて市町の意向調査を実施し、点検数量をとりまとめた上で、点検業者へ発注



過去、ポスター、パネル展示を実施してきましたが、場所が必要となることから、デジタルサイネージの利用を計画し、令和5年度にサイネージデータを作成し、令和6年度に広報用大型モニターを購入し、兵庫国道事務所の玄関ホールで展示を行っています。



広報活動(案)について(令和7年度)

道路メンテナンス広報について

兵庫県道路メンテナンス会議の活動を広報するために、県や市町の庁舎に設置するための50インチモニターを準備していますので、設置が可能であれば、デジタルサイネージによる広報を行っていきたいと考えています。

デジタルサイネージの機器等をお持ちで、広報を実施できる自治体においては、コンテンツの提供を行いますので、広報の実施にご協力を願います。

また、広報の実施に当たっては、各自治体の希望によりコンテンツの修正等も行いますので、相談して頂きますようお願いいたします。